

令和2年度 第1回 飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会

議 事 録

令和2年5月15日付書面決議

○令和2年5月15日付2飛協第5号、飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会
会長 加藤 光彦発、委員各位あて文書

【文書概要】

令和2年5月下旬に予定しておりました「令和2年度第1回飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、会議の招集にかえて書面により協議します。

資料をご確認の上、5月27日（水）までに書面決議書を返送くださるようお願いいたします。

1. 報告事項

（1）飛島公共交通バス利用実績について（資料1）

○事務局

名港線は、前年度比4.2%の減少で、平成28年度から減少傾向にあります。これは、現状で朝便を中心に飽和状態にあるものと考えております。蟹江線は、新型コロナウイルス感染症に伴って学校が休校となった影響で、3月の利用者が大幅に減少しましたが、通年では前年度比3.5%の増加となりました。

なお、名港線、蟹江線ともに朝便を中心に混雑状況が続いており、現状で積み残しの問題は発生していないものの、利用者の利便性を鑑み、本年度中に増便を予定しておりますので、委員各位におかれてはご承知おきください。

（2）飛島公共交通バス通学定期券の払戻し特例について

学校再開が7月以降にずれ込む場合等には、多くの利用者にとって不利益が生じるおそれがあります。この場合、通学定期券の払戻し手続きを三重交通(株)所定の通常ルールではなく、資料中「7. 具体的な特例の取扱い（案）」のとおりとする方向で調整していますので、委員各位におかれてはご承知おきください。

なお、通勤定期券については、三重交通(株)の特例や他自治体の特例を参酌しても、対応が難しい状況となりますので、今回の特例には含めないこととしています。今後の利用者からの意見を聴きながら、必要に応じて対応することとします。

2. 議事

議案第1号 令和元年度飛島村地域公共交通活性化再生法定協議会事業報告及び収支決算について

平成31年度に実施した事業のうち特別なものについては、地域公共交通網形成計画の更新となります。令和2年3月末日までを期限としていました地域公共交通網形成計画は、令和2年5月31日まで2月間の延期を決定し、その間に新たな計画を策定することとなっております。（議案第2号関連）

平成31年度の収支決算のうち、歳入では、飛島村からの補助金を当初予算から31百万円の

減額としましたので、決算総額が 78,436,551 円となりました。歳出では、交通事業者である三重交通(株)への委託料を当初予算から 31 百万円減額しましたので、決算総額は歳入と同額の 78,436,551 円となりました。これは、交通事業者である三重交通(株)に対して地域間幹線系統確保維持国庫補助金が交付されたことに伴い、飛島村からの補助金を減額したためです。

議案第 2 号 飛島村地域公共交通計画（案）（第 2 次地域公共交通網形成計画）に係るパブリックコメントの意見聴取結果及び追加修正事項について

平成 27 年度に策定した地域公共交通網形成計画が令和 2 年 5 月末日をもって計画期間の終了を迎えるため、飛島村地域公共交通計画(案)に対するパブリックコメントを募集しました。意見聴取の方法は、飛島村パブリックコメント手続要綱（平成 21 年訓令第 89 号）の規定に準じ、村広報紙で周知した上で、令和 2 年 4 月 1 日から同月 30 日までの 30 日間にわたり、村公式ホームページ及び村役場総務部企画課窓口にて飛島村地域公共交通計画（案）を公表するとともに意見を募集しました。その結果、意見の提出は 0 件でした。

また、飛島村地域公共交通計画（案）のうち、次の箇所を修正しています。

- P. 03 委員名簿について、異動のあった方のお名前を変更しました
- P. 04 (3) パブリックコメントの実施について、記載しました。
- P. 08 利用実績に 3 月実績、合計を記載し、グラフ等に反映しました。
- P. 49 ○広域ネットワークの確保の項目中「○G T F S 化への対応」中 2020 から 2021 を実施年度としていたものを、2020 から 2024 を実施年度としました。
- P. 52 基準年度の利用者数が確定したことに伴い、蟹江線、名港線ともに利用者数の目標値を変更しました。これに伴い、利用者一人あたりの財政支援額についても変更しました。
- P. 53 「◆地域公共交通の事業進捗評価」を「◆地域公共交通計画の事業進捗評価」に修正しました。

3. 議事に関する意見等について

いずれの報告事項又は議事におきましても、ご意見、ご質問等がございましたら「5. 報告事項及び議事に関する意見等」欄に記載をお願いいたします。

なお、記載いただいた内容につきましては、後日、委員の皆様へ送付させていただく予定をしておりますことをご承知おきください。

4. 書面決議の結果について

議案第 1 号 令和元年度飛島村地域公共交通再生法定協議会
事業報告及び収支決算について
承認する（22 名） 承認しない（0 名）

議案第 2 号 飛島村地域公共交通計画（案）（第 2 次地域公共交通網形成計画）に係る
パブリックコメントの意見聴取結果及び追加修正事項について
承認する（22 名） 承認しない（0 名）

報告事項及び議事に関する意見等

※委員からの意見「資料2：通学定期券の払戻し特例について」

①三重交通の払戻しルール（約款）に追加して飛島村が補てんするのであれば特段支障はないと思われます。ただし、三重交通としても運送収入上、払戻しの整理をしておく必要があるものと思われます。

②払戻しについては、一度事前に輸送担当へご相談いただいてから書面決議資料としてお出しいただくようお願いいたします。

③愛知運輸支局への手続きは如何に

④たとえば6月1日から学校が再開された場合は通学定期券の手続きをどうすればよいのか分かりづらかった。

※事務局の対応

今般の新型コロナの影響により、特別に今回だけ村が手数料を負担することであり、特に支局への手続きも必要ないとされたため、報告事項のみとしております。また、今後懸案事項が発生した場合は、支局とも十分相談したうえで進めてまいります。

6月1日から学校が再開され、定期券を使用する場合は、既に年間定期券（40,000円）を購入されているため、払戻しすると不利になり、払戻しせずそのまま使用してください。

参考計算）3か月定期券（14,000円）×3回分+1か月定期券（5,000円）＝47,000円

以上